

公営企業の現状と近年の動き

平成26年11月10日

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業の役割

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

事業全体に占める地方公営企業の割合

(平成24年度地方公営企業決算の概況より)

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業の割合	地方公営企業の 事業数 (総数8,724)
水道	現在給水人口	1億2,541万人	99.5%	2,122
工業用水	年間総配水量	44億53百万m ³	99.9%	153
鉄道	年間輸送人員	230億42百万人	13.3%	10
自動車運送	年間輸送人員	44億37百万人	20.9%	31
電気	年間発電電力量	8,219億55百万kWh	1.0%	65
ガス	年間ガス販売量	1兆5,205億MJ	2.4%	29
病院	病床数	1,578千床	12.4%	643
下水道	汚水処理人口	1億1,138万人	91.3%	3,633

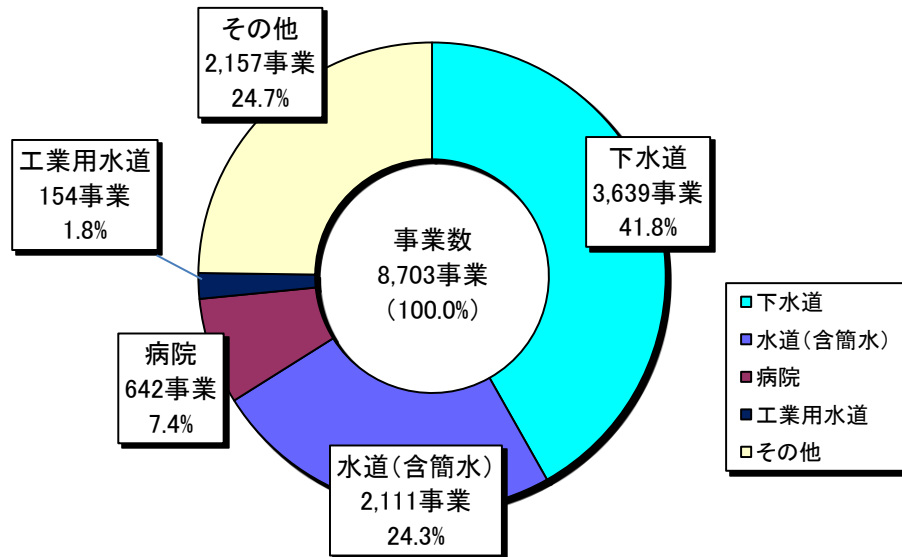
その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業の事業数

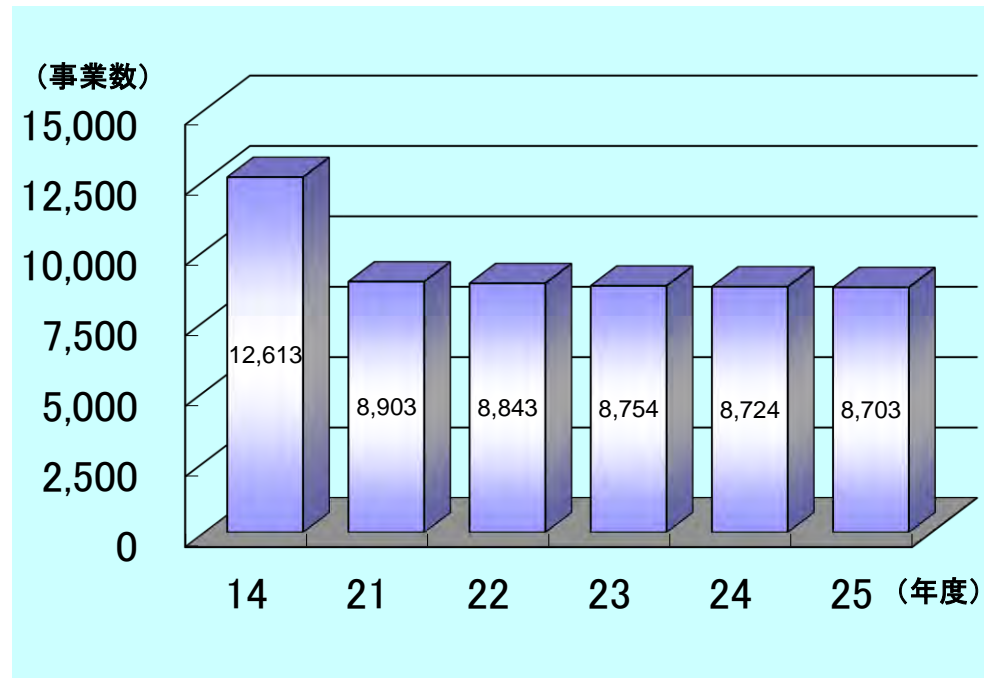
事業数は、平成25年度末現在8,703事業で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

平成14年度をピークに、市町村合併や経営の見直し等により、毎年減少しており、5年前の平成21年度の事業数との比較では、200事業、2.2%減少となっている。

地方公営企業の事業数の状況(平成25年度末)



地方公営企業の事業数の推移



地方公営企業の経営状況

公営企業全体の総収支は、5,081億円で、前年度に比べ150億円、2.9%減少しているが、平成13年度から13年連続で黒字となっている。

また、黒字事業は7,625事業(事業数全体の88.3%)で、前年度に比べ95事業の減少となっている。一方、赤字事業は1,014事業(同11.7%)で、前年度に比べ74事業の増加となっている。

全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	24			25			増減額		
	(A)			(B)			(B) - (A)		
年度	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	2,172 (72.8%)	5,548 (97.7%)	7,720 (89.1%)	2,135 (70.7%)	5,490 (97.7%)	7,625 (88.3%)	△ 37	△ 58	△ 95
黒字額	5,702	1,371	7,074	5,987	1,357	7,343	285	△ 15	270
赤字事業数	810 (27.2%)	130 (2.3%)	940 (10.9%)	885 (29.3%)	129 (2.3%)	1,014 (11.7%)	75	△ 1	74
赤字額	1,328	515	1,843	1,828	434	2,262	500	△ 81	420
総事業数	2,982	5,678	8,660	3,020	5,619	8,639	38	△ 59	△ 21
収支	4,374	857	5,231	4,159	923	5,081	△ 215	66	△ 150

- (注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。
 2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。
 3. ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

地方公営企業の料金収入の状況

全体の料金収入は、8兆9,414億円で、前年度に比べ141億円、0.2%増加している。
 なお、過去5年間の推移をみると、平成21年度の料金収入と比較して112億円、0.1%減少となっている。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では半分を下回り、その他事業も7割程度となっている。

(単位：億円、%)

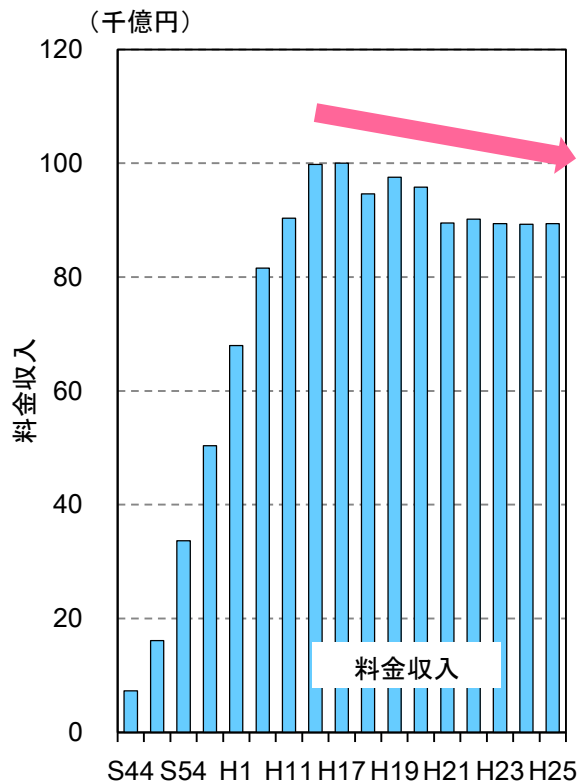
区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	24 (A)	25 (B)	増減額 (B) - (A)	24 (C)	25 (D)	増減額 (D) - (C)	24 (E)	25 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道（含簡水）	27,065 (91.2%)	26,927 (90.6%)	△ 138	627 (71.4%)	611 (70.6%)	△ 15	27,691 (90.6%)	27,538 (90.1%)	△ 153	△ 0.6
工業用水道	1,293 (89.0%)	1,271 (87.6%)	△ 22	-	-	-	1,293 (89.0%)	1,271 (87.6%)	△ 22	△ 1.7
交 通	6,486 (85.5%)	6,609 (85.6%)	123	38 (43.7%)	40 (46.3%)	2	6,524 (85.0%)	6,649 (85.2%)	125	1.9
電 気	661 (92.3%)	704 (93.0%)	43	64 (91.7%)	91 (94.8%)	27	724 (92.2%)	795 (93.2%)	71	9.7
ガ ス	920 (90.8%)	956 (92.7%)	36	-	-	-	920 (90.8%)	956 (92.7%)	36	3.9
病 院	32,087 (81.4%)	32,205 (81.4%)	119	-	-	-	32,087 (81.4%)	32,205 (81.4%)	119	0.4
下 水 道	9,094 (53.4%)	9,400 (53.3%)	306	5,895 (42.5%)	5,694 (42.0%)	△ 200	14,989 (48.5%)	15,095 (48.4%)	106	0.7
そ の 他	2,178 (71.4%)	1,925 (71.0%)	△ 253	2,867 (69.0%)	2,980 (69.2%)	112	5,045 (70.0%)	4,905 (69.9%)	△ 140	△ 2.8
合 計	79,783 (79.8%)	79,998 (79.6%)	215	9,491 (49.8%)	9,417 (49.8%)	△ 74	89,273 (75.0%)	89,414 (74.9%)	141	0.2

(注) ()内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

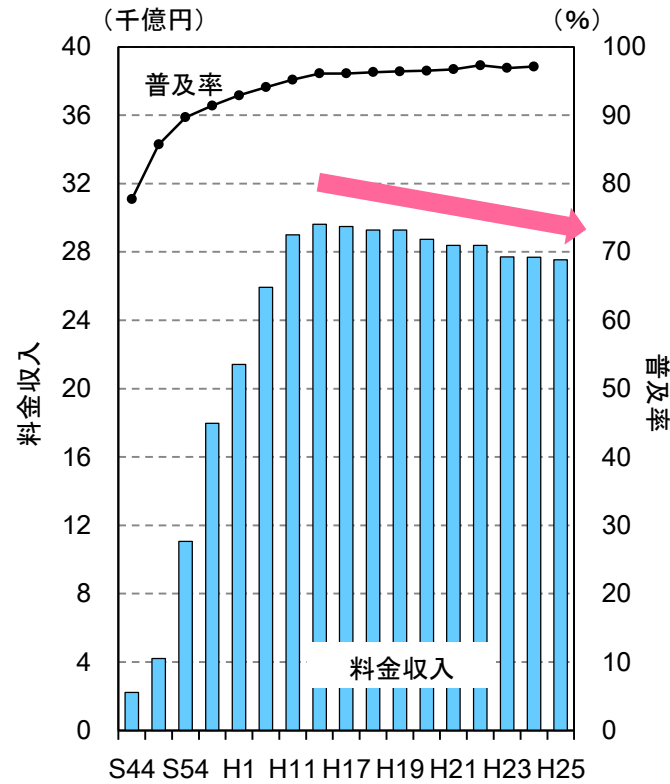
地方公営企業の料金収入の推移

- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。

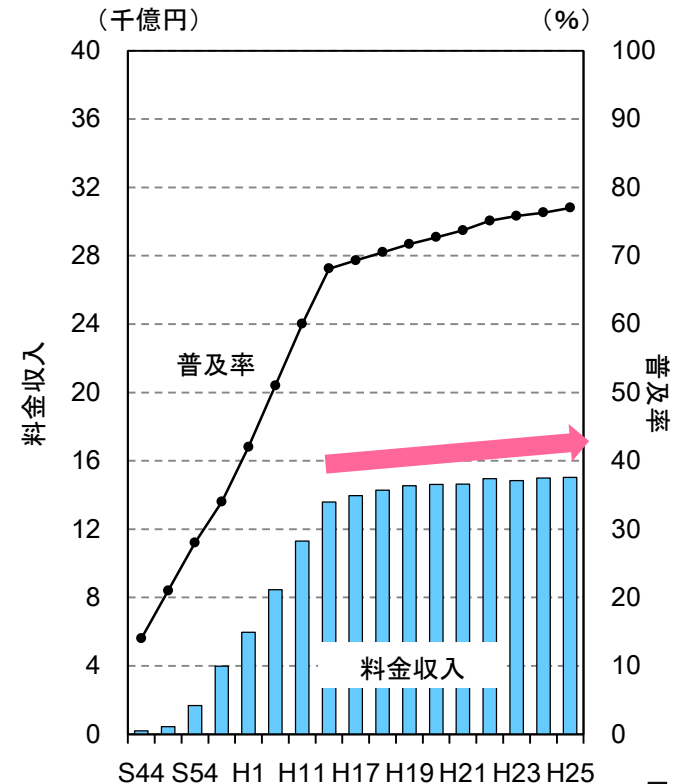
全事業



水道事業



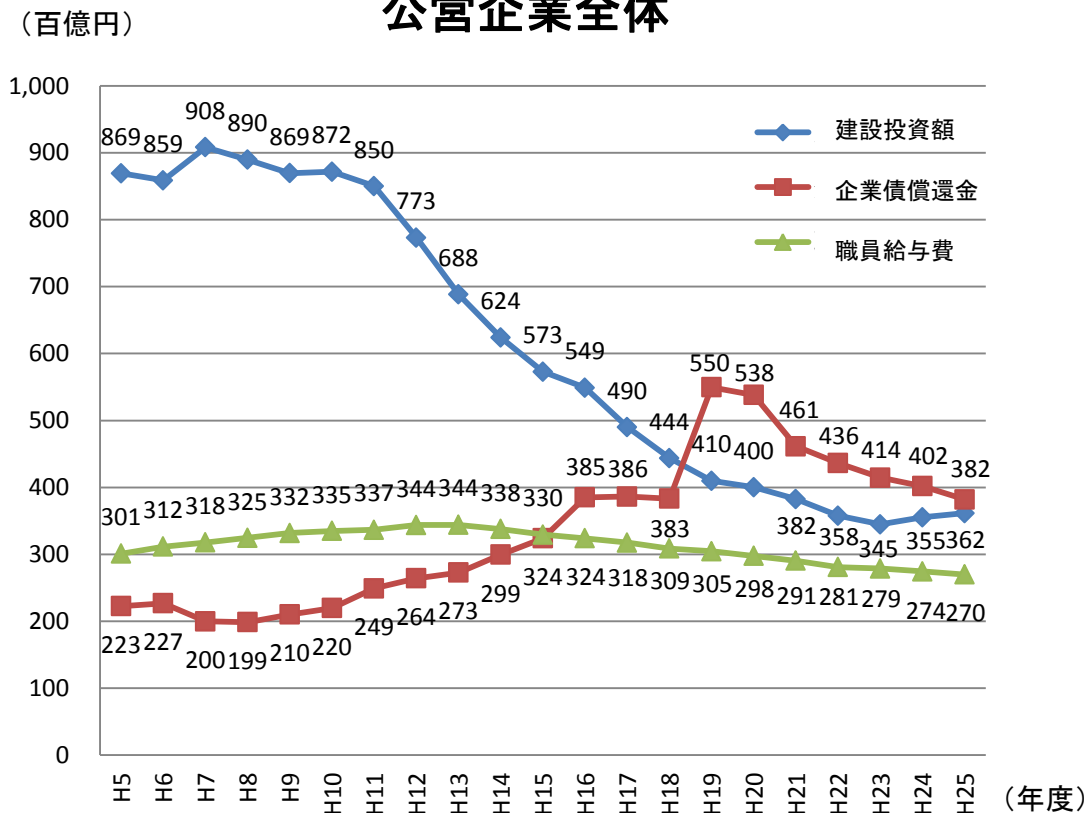
下水道事業



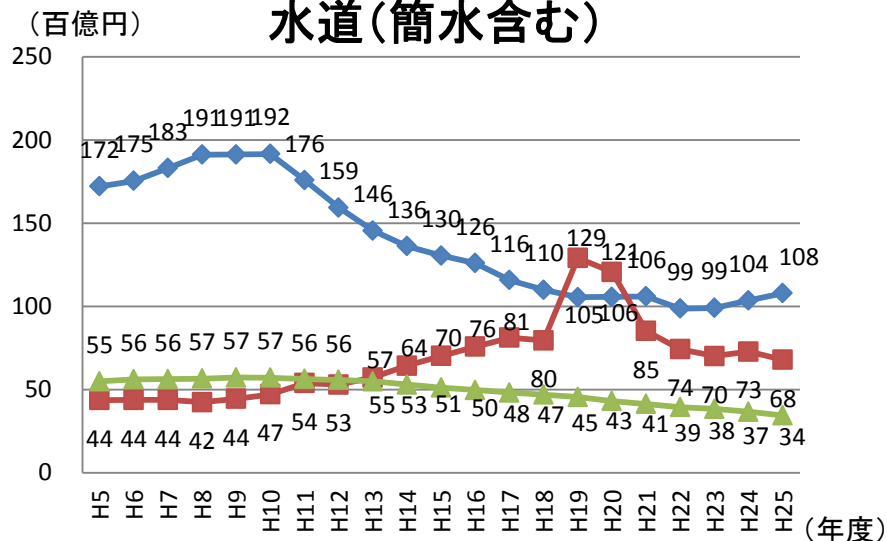
地方公営企業に関する建設投資費の推移

- 平成11年度から連続で減少していたが、施設の更新需要の高まりにより、平成24年度から2年連続で増加している。

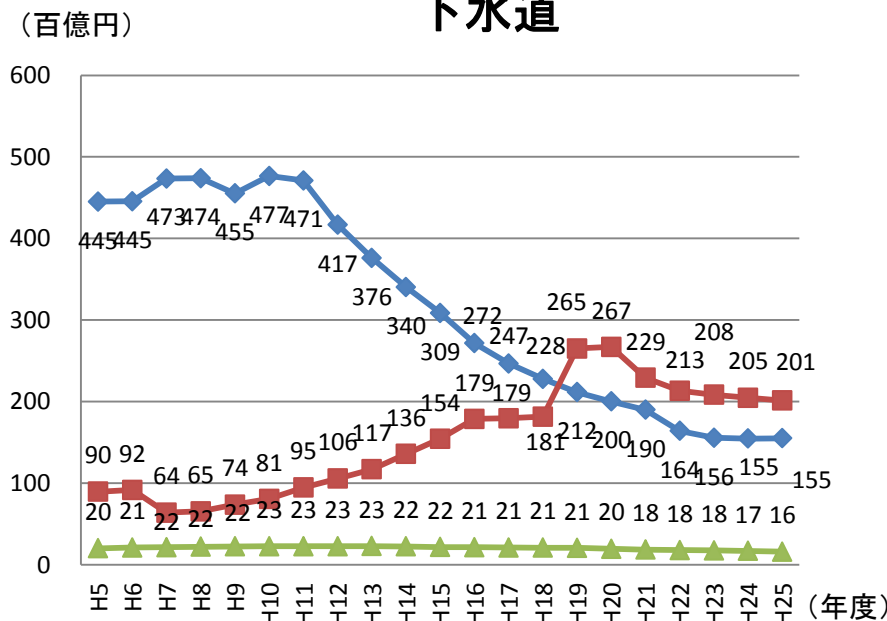
公営企業全体



水道(簡水含む)

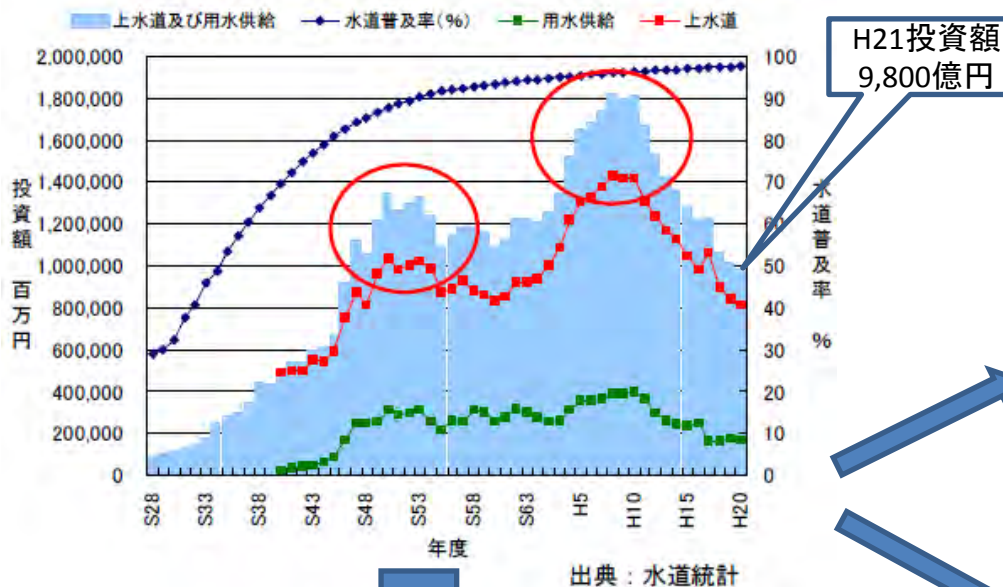


下水道



水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成20年価格)



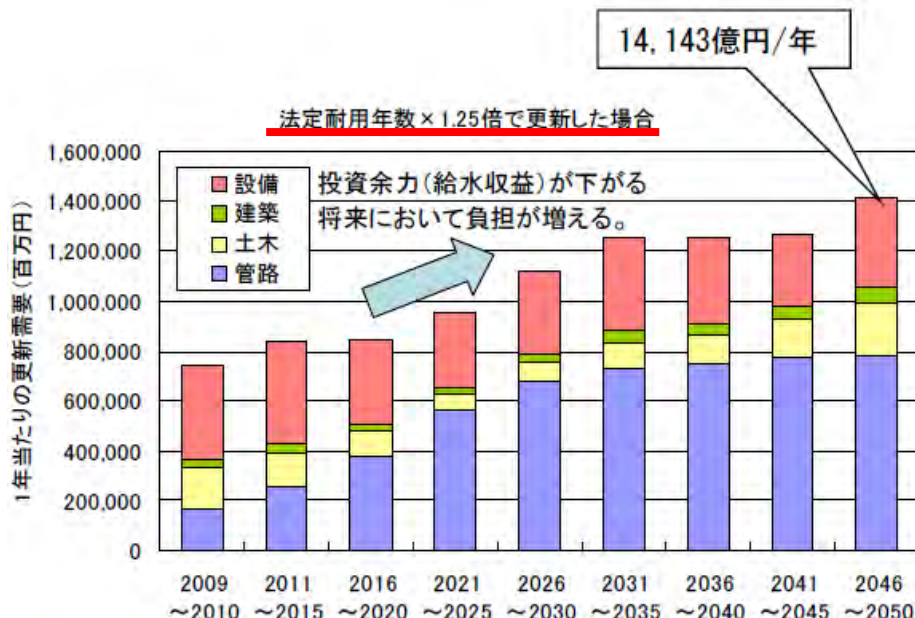
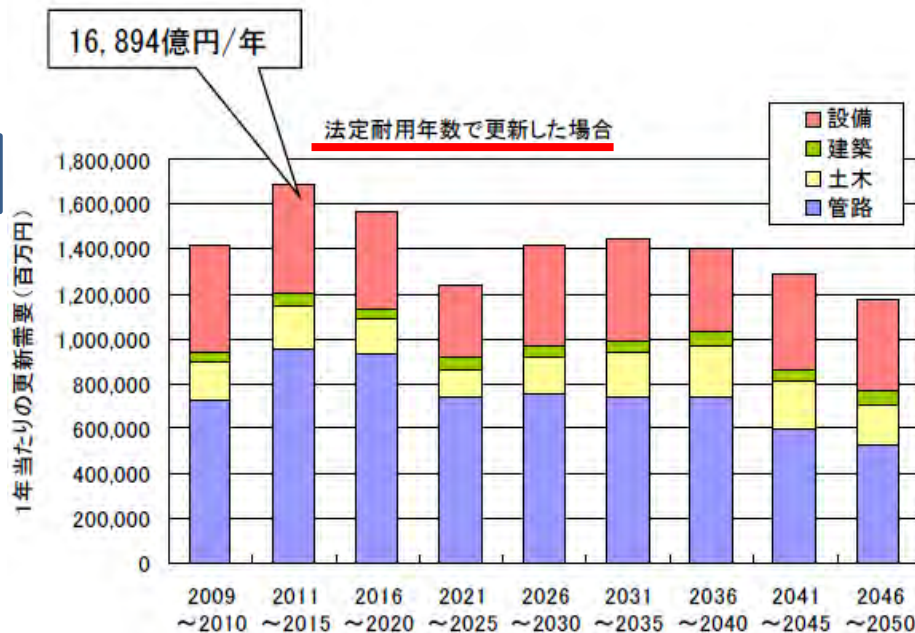
平成20年度末資産額 46.7兆円

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5

減少

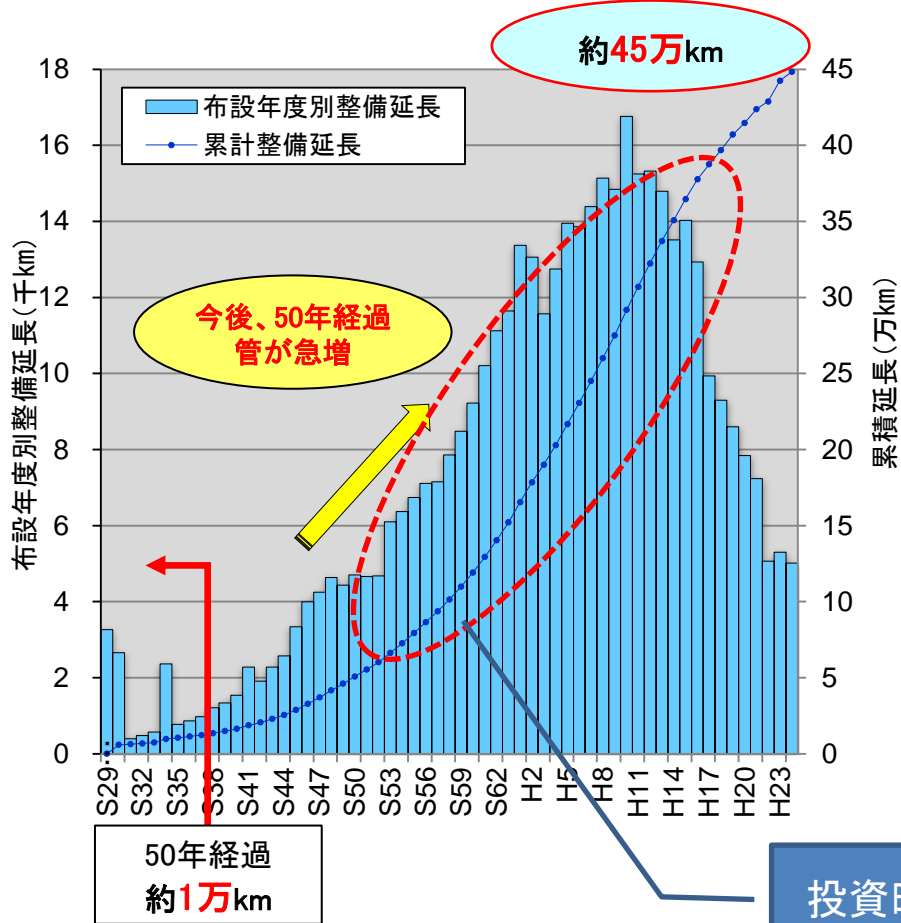
増加



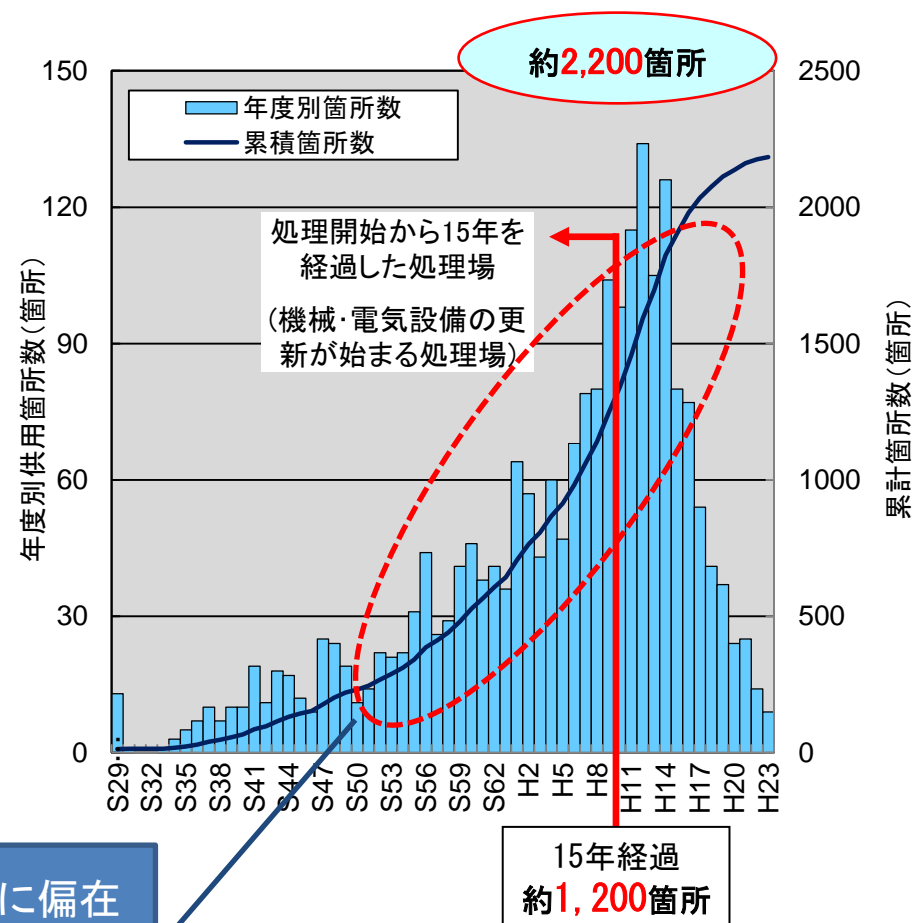
下水道ストックの現状

- 管路延長は約45万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

管路施設の年度別整備延長(H24末現在)



処理場の年度別供用箇所数(H23末現在)



出典:国土交通省資料

管路の老朽化等に起因した障害の発生事例①

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壤に管路が埋設されていることなどが原因。

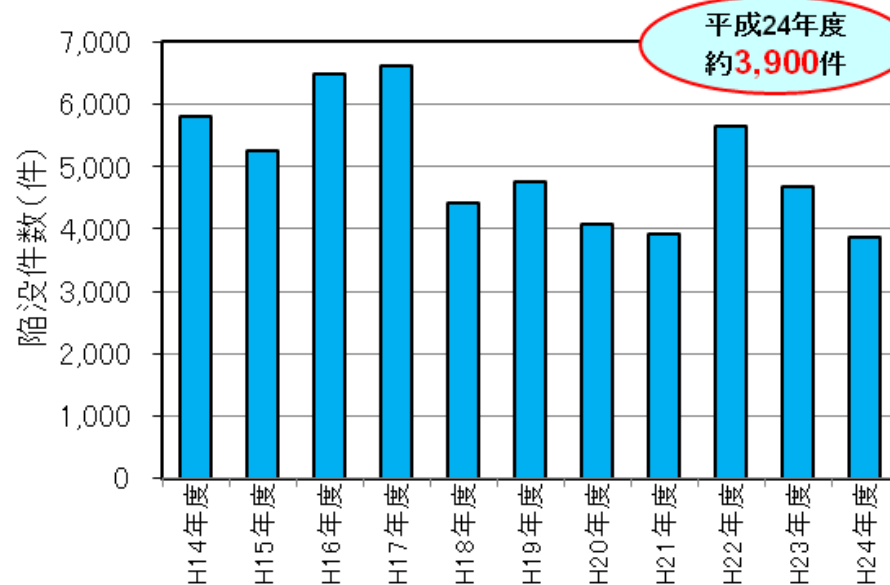
A水道事業

ゴム可とう管の破断
による配水管からの
漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)
- 市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)



■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



※写真はイメージ

管路の老朽化等に起因した障害の発生事例②

B水道事業	配水管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水管の破損により、約1,500戸で断水及び濁水 ○ 破損した配水管から噴出した水が土砂を巻き込みガスを破損し、約14,800戸でガス供給も停止(ガス事業者に損害賠償) ○ 発生から復旧まで約1日
C水道事業	老朽化に伴う配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水管の破損により、約33,000戸(約74,000人)で赤水や濁水、断水等 ○ 発生から復旧まで約1日
D水道事業	配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冠水による幹線道路通行止め(3時間)
E下水道事業	下水道管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 布設後33年経過した鉄筋コンクリート管の破損 ○ 長さ約10メートル、幅約6メートルにわたる中央分離帯の陥没 ○ 発生から緊急復旧まで約1ヶ月半 ○ 下水道管の補強工事と道路機能の復旧まで約4ヶ月 ○ 復旧工事期間中における夜間交通規制の実施



※写真はイメージ

経済再生と財政健全化の好循環 — 社会資本整備 —

(基本的な考え方)

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、マネジメントを重視した社会資本整備を計画的に推進することが求められる。

このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し(コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円)、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る。

また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。

(民間能力の活用等) 続き

地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、建設生産システムの省力化・効率化等を推進する。

経済再生と財政健全化の好循環 — 地方財政制度 —

(地方財政改革の推進)

- 公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。
- 「公立病院改革プラン(5か年計画)」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

① 集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- 集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2~3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

② 事業環境整備等

- 公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- 地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- 水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討す

③ 制獲活用のためのインセンティブ付与

- 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- 地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

④ 運営権事業推進のための体制強化

- 関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

- 公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

<公営企業を取り巻く環境の変化>

- 人口減少
- 施設・設備の大量更新期の到来
- 財政健全化法の施行
- 地方分権改革の進展
- 等

経営手法の検討

□ 公営企業の抜本改革

(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

※平成28年度までの経過措置(平成26年4月施行)

(平成26年度～)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知(「留意事項通知」))

事業・サービスの必要性の検証等、経営のあり方について引き続き不断の見直しが必要。

経営状況の把握

□ 地方公営企業会計基準の見直し(平成26年度予算・決算から)

→損益、資産等の正確な把握。

□ 公営企業会計の適用拡大

〔研究会報告書(平成26年3月)、
「骨太の方針2014」(平成26年6月)〕

→今後の取組の考え方を「ロードマップ」として提示(平成26年8月29日付)。

経営状況等をよりの確に把握するため、公営企業会計の適用拡大。下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に推進。

※ 来年1月を目途に正式要請(予

経営戦略の構築

□ 資本制度の見直し

(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

□ 経営戦略に基づく経営

研究会報告書(平成26年3月)、
「骨太の方針2014」(平成26年6月)

→中長期的な視点に立った「経営戦略」の策定等を要請(「留意事項通知」)。

住民サービスを安定的に継続するために、財務の健全性とインフラ更新の両立を図ることが必要。

公営企業・第三セクター等の効率化・経営健全化の取組

平成25年度までの取組

- 地方公共団体財政健全化法の全面施行等を踏まえて開始された公営企業・第三セクター等の抜本的改革(H21～)は、全国的には相当の成果をあげたことから、平成25年度末で一区切りとする。
 - ・ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う財政的支援(損失補償・債務保証、補助金)の大幅減少
地方公共団体が行う損失補償・債務保証 7.5兆円 → 5.0兆円(▲33.6%)、補助金等交付額 4,380億円→3,000億円(▲31.4%) ※1
 - ・ 健全化指標の一つである「資金不足比率」が経営健全化基準以上である公営企業数の大幅減少
61会計→18会計(▲70.5%) ※2

※1 H20年度決算→H24年度決算の推移
※2 H20年度決算→H25年度決算(速報値)の推移

平成26年度以降の対応

- 平成26年度以降、経営主体それぞれの実情に応じて、不断の効率化・経営健全化を推進。

<公営企業>

- 料金減少、施設の老朽化等が進み、経営環境が厳しさを増しつつある中で、住民サービスを安定的に継続するため、「経営戦略の策定」等を要請(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知))
 - ・ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等に計画的に取り組むことが必要。具体的には、投資の合理化、投資額を賄う財源の確保、給与・定員等の効率化、広域化、コンセッション方式のPPP/PFI等民間の資金・ノウハウの活用等。
 - ・ 公営企業が自らの経営状況等を正確に把握するために、公営企業会計が導入されていない企業への導入を要請(簡易水道・下水道事業を重点)。

<第三セクター等>

- 財政規律強化の必要性や現下の社会・経済情勢等を踏まえて、総務大臣通知により、第三セクター等の効率化・経営健全化と活用の両立等を要請(平成26年8月5日付け)。
- 第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付け総務省自治財政局長通知)を策定。
 - ・ 地方公共団体の第三セクター等に対する適切な関与や経営健全化についての手順・留意点等を示す。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(確報値)

平成25年11月29日公表

資金不足比率

経営健全化基準以上である会計

156会計(H19)→61会計(H20)→49会計(H21)→38会計(H22)→36会計(H23)→20会計(H24)

- 全6, 806公営企業会計(※23年度決算:全6, 956公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は69会計(※23年度決算:88会計)

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計	H19年(参考)
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	0 / 789	0 / 4	0 / 800	6 / 937
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 95	0 / 9	0 / 154	0 / 150
交通事業	0 / 3	3 / 21	0 / 61	0 / 3	3 / 88	17 / 97
電気事業	0 / 25	0 / 5	0 / 30	0 / 3	0 / 63	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 0	0 / 29	0 / 35
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 38	0 / 6	0 / 82	0 / 73
病院事業	0 / 39	0 / 16	4 / 480	0 / 77	4 / 612	53 / 668
市場事業	0 / 9	1 / 18	1 / 133	0 / 10	2 / 170	9 / 178
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	1 / 37	0 / 10	1 / 55	3 / 65
宅地造成事業	0 / 50	0 / 22	2 / 358	2 / 8	4 / 438	27 / 539
下水道事業	0 / 45	0 / 30	0 / 2,461	0 / 21	0 / 2,557	13 / 2,741
観光施設事業	0 / 5	0 / 5	5 / 272	0 / 1	5 / 283	22 / 350
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 71	0 / 39	1 / 125	2 / 145
合計	0 / 293	4 / 163	14 / 6,064	2 / 286	20 / 6,806	156 / 7,448

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

地方公営企業の抜本的改革等の取組状況(平成25年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		指定管理者制度 (導入数)		PFI (導入数)		公営企業型地方独立行政法人(導入数)	
318事業(190事業)		244事業(90事業)		739事業(135事業)		56事業(12事業)		37法人(26事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
30(14)	288(176)	39(17)	205(73)	116(19)	623(116)	29(5)	27(7)	20(13)	17(13)
宅地造成	82(56)	介護	123(47)	介護	205(38)	下水道	22(6)	病院	37(26)
観光施設その他	54(27)	病院	29(12)	観光施設その他	170(39)	病院	13(1)		
介護	46(24)	観光施設その他	24(7)	駐車場	152(18)	水道	10(4)		
病院	41(18)	交通	23(6)	病院	72(16)	観光施設その他	4(0)		
簡易水道	29(19)	ガス	17(3)	港湾整備	32(5)	工業用水道	2(1)		
駐車場	17(13)	電気	8(4)	下水道	32(1)	港湾整備	2(0)		
と畜場	9(6)	市場	7(4)	市場	31(13)	市場	1(0)		
水道	8(5)	駐車場	5(3)	と畜場	23(2)	宅地造成	1(0)		
交通	7(5)	と畜場	3(2)	簡易水道	7(0)	駐車場	1(0)		
電気	7(4)	宅地造成	3(2)	宅地造成	7(0)				
下水道	6(5)	工業用水道	1(0)	水道	4(1)				
市場	6(5)	港湾整備	1(0)	工業水道	2(1)				
港湾整備	4(2)			交通	2(1)				
工業用水道	1(1)								
有料道路	1(0)								

(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)

(※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成25年4月1日の実績で内数。

<参考> 公営企業における三セク債の活用状況(件数:H21年度~H25年度の累計)

病院				土地関係	交通その他	合計
地方独法化	広域連合化	廃止	小計			
9	4	6	19	12	3	34

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に依りて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間:10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
- ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
- ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
- ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
- ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等

※3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産の見直し
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

平成26年8月ロードマップを提示。
平成27年1月頃、
要請予定。

I. 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成 立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。 20

Ⅱ. 地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門(地方独法、地方公会計等)も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金(=借入資本金)を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金(退職給付引当金、貸倒引当金等)の計上を義務化。



地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【(参考)新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

固定資産 92,000	固定負債 5,000
	流動負債 20,000
	資本金 35,000
	資本剰余金 30,000
流動資産 8,000	利益剰余金 10,000
→	
固定資産 82,000	固定負債 42,000
	流動負債 25,000
	資本金 5,000
	利益剰余金 18,000
流動資産 8,000	

【変化の主な要因】
・借入資本金を負債に計上
・退職給付引当金を負債に計上
・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少

Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大

【現状】

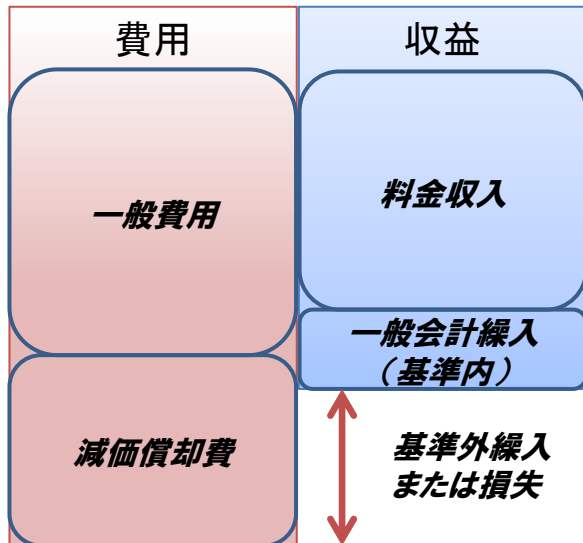
地方公営企業の約2/3は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

【課題】

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

➡ **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。
地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

【下水道事業で想定される損益構造】



- ◆ 下水道事業は地方公営企業法・任意適用事業であり、約9割を占める法非適用企業の計理は官庁会計方式で行われている。
- ◆ 企業会計方式で下水道事業の財務諸表を作成した場合、以下のような経営の実態が明らかになる可能性あり。

- ・従来の建設投資に係る減価償却費が膨大。
- ・費用を賄うだけの料金収入が確保できていない。
- ・損失を埋めるために多額の基準外繰入が行われている。

➡ **企業会計方式は、公営企業の経営実態を住民等知ってもらうためのツール**

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

地方公営企業法の適用状況

公営企業全体8,703事業のうち、法適用事業は、平成25年度は前年度に比べ37事業の増加となり、3,033事業(事業数全体の34.9% H24比0.6ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

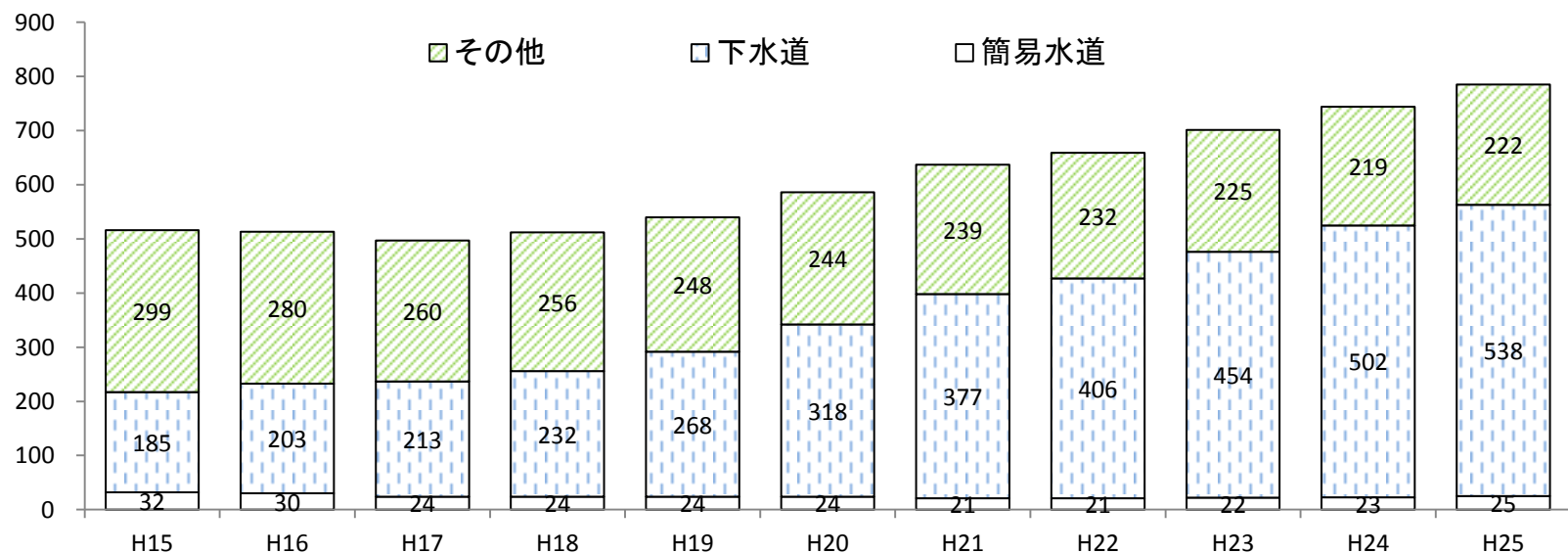
事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
		24	25(a)	増減	24	25	増減	24	25(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道		1,377	1,377	0	745	734	△ 11	2,122	2,111	△ 11	65.2%
うち簡易水道		23	25	2	745	734	△ 11	768	759	△ 9	3.3%
工業用水道		153	154	1	0	0	0	153	154	1	100.0%
交通		55	53	△ 2	38	38	0	93	91	△ 2	58.2%
電気		26	28	2	39	51	12	65	79	14	35.4%
ガス		29	28	△ 1	0	0	0	29	28	△ 1	100.0%
病院		643	642	△ 1	0	0	0	643	642	△ 1	100.0%
下水道		502	538	36	3,131	3,101	△ 30	3,633	3,639	6	14.8%
その他		211	213	2	1,775	1,746	△ 29	1,986	1,959	△ 27	10.9%
合計		2,996	3,033	37	5,728	5,670	△ 58	8,724	8,703	△ 21	34.9%

地方公営企業法任意適用(財務適用等)事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、対象事業数全体の12.2%にとどまっている。

事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	(参考)H25任意の割合	
												事業総数	うち法適用
簡易水道	32	30	24	24	24	24	21	21	22	23	25	759	3.3%
下水道	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	538	3,639	14.8%
その他	299	280	260	256	248	244	239	232	225	219	222	2,055	10.8%
合計(A)	516	513	497	512	540	586	637	659	701	744	785	6,453	12.2%
任意適用対象事業(B)	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496	6,472	6,453		
割合(A/B)	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%	11.5%	12.2%		

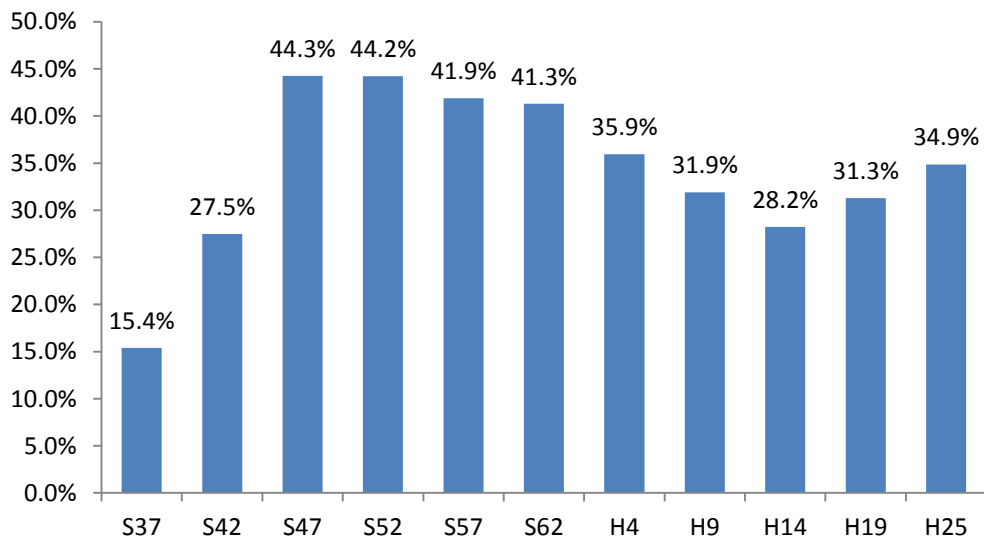


地方公営企業法適用事業割合の推移(全事業・下水道事業)

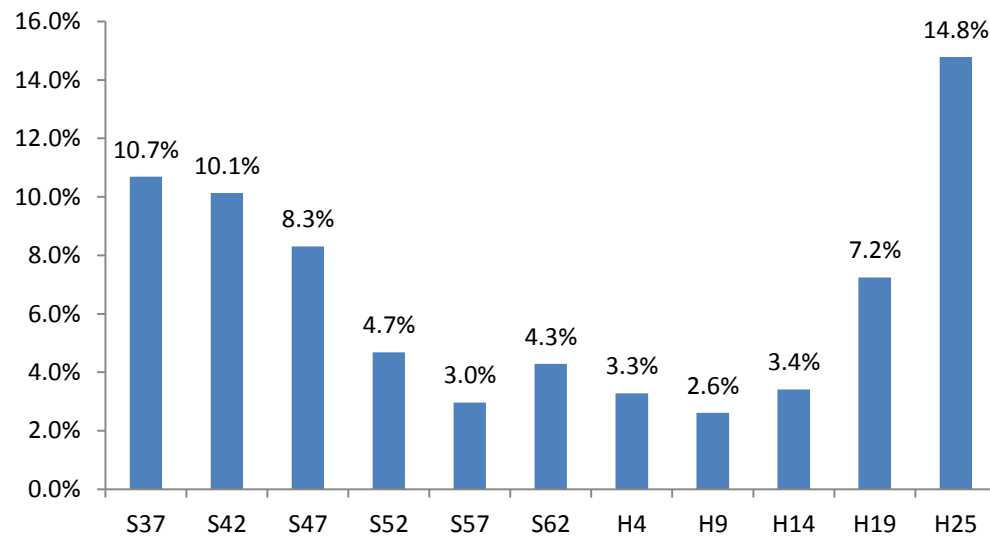
地方公営企業法適用事業割合については、昭和47年度以降は、全事業・下水道事業ともに平成14年度にかけて下降傾向にあるものの以降10年間は上昇している。

法適用事業割合(全事業・下水道事業)

事業名	S37	S42	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H25
全体事業数(A)	5,371	6,171	6,792	7,243	7,853	8,177	9,686	11,048	12,613	9,210	8,703
下水道事業数(a)	159	217	349	620	1,046	1,282	2,594	4,173	4,902	3,701	3,639
法適用事業数(B)	826	1,695	3,006	3,203	3,289	3,376	3,480	3,522	3,560	2,880	3,033
下水道事業数(b)	17	22	29	29	31	55	85	109	167	268	538
全事業法適用割合(B/A)	15.4%	27.5%	44.3%	44.2%	41.9%	41.3%	35.9%	31.9%	28.2%	31.3%	34.9%
下水道事業法適用割合(b/a)	10.7%	10.1%	8.3%	4.7%	3.0%	4.3%	3.3%	2.6%	3.4%	7.2%	14.8%



法適用割合【全体】



法適用割合【下水道】

地方公営企業法の適用に関する研究会(概要)

趣旨目的

地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書(平成21年12月)において今後の見直しにあたっての基本的な考え方が報告されている。

これを受け、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行うことにより、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するような環境整備を行ってきたところである。

そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、昨年度自治総合センターにおいて開催された研究会においても、メリット及び課題等の整理とともに、その検討の必要性が提言されている。

これらの報告等を踏まえ、本研究会では、専門的かつ優れた見識を有する者により、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うことを目的とする。

構成員

- 座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授)
江戸川 泰路 (新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士)
遠藤 誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員)
柿崎 平 (日本総合研究所 部長兼首席主任研究員)
菊地 明敏 (岩手県北上市上下水道部上水道課長)
小西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)
小室 将雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)
鈴木 勲 (地方公営企業連絡協議会副会長、浜松市水道事業及び下水道事業管理者)
古谷 義幸 (神奈川県秦野市長)
山崎 一雄 (北海道京極町長)

スケジュール

平成25年7月4日(木)に第1回研究会を行い、平成26年3月11日(火)まで全5回の研究会を行った。

平成26年3月に報告書を公表。

研究会ホームページ(総務省ホームページ内)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoueikigyohou/index.html

地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書(平成26年3月)(概要)

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要 ・ 法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
 - ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等
- ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
 - ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないか。

6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべき。

7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ(平成26年8月)

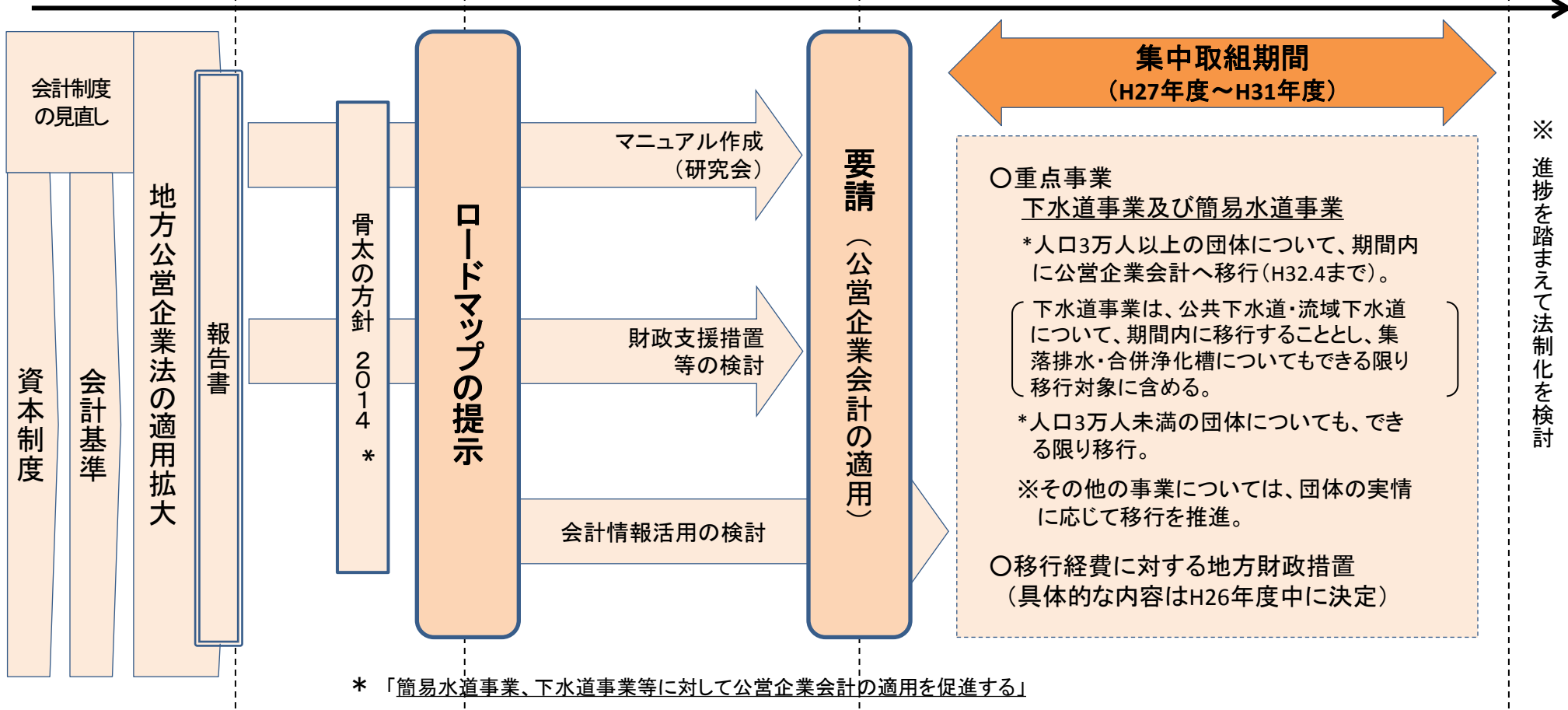
○公営企業会計の適用拡大

H26.4

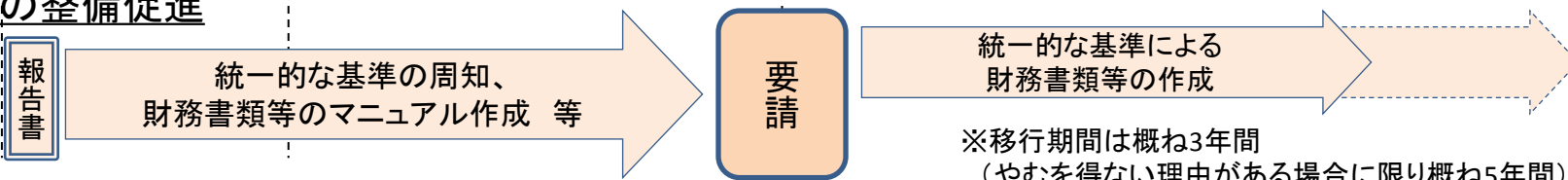
H26.8

H27.1頃

H32.4



○地方公会計の整備促進



地方公営企業法の適用に関する実務研究会(概要)

趣旨目的

地方公営企業会計制度について、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行い、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。

そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、昨年度、総務省において「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し検討を行った。同研究会の報告書では、公営企業の有する施設の維持管理・更新等が喫緊の課題となっている中、特に簡易水道事業、下水道事業については財務規定等の適用の必要性が高いと報告されている。

また、固定資産情報の整備・台帳整備の手法を示すことを中心とした法適用のマニュアルを整備する必要性についても触れられている。

こうした報告等を踏まえ、財務規定等の適用を円滑かつ着実に推進するため、本研究会では、地方公営企業の財務適用等の適用に関する実務的な取扱いの整理を行い、その内容を手引きとしてとりまとめる。

委員名簿(敬称略、委員は五十音順)

- | | | |
|----|-------|-------------------------------|
| 座長 | 鈴木 豊 | (学校法人青山学院常任監事、青山学院大学名誉教授) |
| | 金子 靖 | (有限責任あずさ監査法人 パートナー 公認会計士) |
| | 川崎 賢一 | (北海道勇払郡安平町水道課 参事) |
| | 小室 将雄 | (有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士) |
| | 高橋 晶子 | (新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー 公認会計士) |
| | 藤森 亨 | (岡山県備前市まちづくり部 下水道課長) |

スケジュール等

平成26年6月17日(火)に第1回研究会を行い、7月29日(火)の第3回研究会で中間的な論点整理を行った。全6回程度開催予定。

座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

研究会の庶務は総務省自治財政局公営企業課が行う。

研究会ホームページ(総務省ホームページ内)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoueikigyohou_jitsumu/index.html

地方公営企業法の適用に関する実務研究会 中間まとめ(平成26年10月) 概要

<基本的な考え方>

- 公営企業会計の適用(財務規定等の適用)には相当程度の事務量が生じることから、適用に取り組む地方公共団体は、所要の事務量を速やかに把握した上で、それを基に必要となる期間を見込み、予算(費用)、人員の確保等に取り組むことが必要。
- 移行事務の中でも負担が多いとされる固定資産情報整備については、貸借対照表・損益計算書を適正に作成し、資産の現状把握を合理的に行うことが可能な水準の精度であることが必要。一方で、地方公共団体の過度な負担とならないことも必要。この両者を満たす水準の精度で行うことを基本とすることが妥当。

第1. 研究会の目的

- ・ 平成25年度の「地方公営企業法の適用に関する研究会」の成果を踏まえて、適用に当たった実務的な取扱いについて整理を行うもの。
- ・ 経営環境が厳しさを増していること等から、「骨太の方針2014」「留意事項通知」等を踏まえて、公営企業会計の適用に取り組むことが必要。

第2. 「中間まとめ」について

- ・ 総務省が公表した「ロードマップ」では、人口3万人以上の地方公共団体が行う下水道・簡易水道を重点として平成31年度末までに公営企業会計を適用することとしている。地方公共団体は速やかに取組を開始することが必要。
- ・ 地方公共団体が速やかに諸準備に着手できるよう、移行事務の全体像や規模、固定資産情報整備の標準的な水準等について、「中間まとめ」を取りまとめ。
- ・ 先行団体にあっても、「中間まとめ」を参考に、固定資産台帳の一層の充実・精度向上等に取り組むことを期待。

第3. 移行事務の全体像と必要な期間等

- ・ 移行に要する期間、予算、人員等は団体によって異なるが、既適用団体の平均期間が2年7カ月など、相当の規模。先進事例等も参考に取り組むことが必要。

第4. 固定資産情報の整備

- ・ 貸借対照表・損益計算書を適正に作成できることを基本として、資産の状況(老朽化の現状等)を合理的に把握できる水準であることが必要。
- ・ 整備、メンテナンスには相当程度の事務量が生じることから、実施可能性に配慮して、過度に精緻な水準を求めるべきではない。
- ・ 上記の考え方に照らして、固定資産台帳の登録単位、記載項目の標準的な水準を定めることを基本(別紙参照)。
- ・ 移行時に、取得時の時期・価額が不明な資産は、「地方公営企業資産再評価規則」を基本として、合理的に取得時期・価額を算定し、固定資産台帳に記載。

第5. その他

- ・ 公営企業会計の適用と地方公会計の関係が、分かりやすく、また、整合したものとなるようにすることが必要。
- ・ 総務省は、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表、先進事例の紹介等、地方公共団体をこれまで以上に強力に支援することが必要。
- ・ 都道府県は、公営企業会計を適用する市町村に対して、先進事例の紹介、アドバイザーの派遣等、実効性のある支援を行うことが必要。

第6. 本研究会の今後の検討予定

- ・ 本研究会は、固定資産台帳等の整備についての考え方等の具体化、分かりやすいマニュアルの策定等に取り組み、平成26年度中に成果を取りまとめる。

(別紙) 固定資産台帳の登録単位・記載項目の標準的な水準等

登録単位

- ① 固定資産の種別(耐用年数)及び取得年度に応じて分類。
- ② ①の分類に加えて、各地方公営企業が自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と考えられる、より合理的な分類区分(例:工事、取替、設計、管理、区域等)を設定し、当該区分で分類。

【移行時の取扱い】

過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の地方公共団体は、固定資産の種別及び取得年度に応じた分類(上記①の分類)のみを行う簡易的手法を採用することもやむを得ないが、移行後に取得した固定資産は原則どおりに記載することが必要。

記載項目

- ① 固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目
・番号、名称、所在地、固定資産番号・種別・区分(固定資産勘定科目)、構造・形状寸法・能力、工事・契約・図面番号 等
- ② 資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額(減価償却費)の算定のために必要な項目
・帳簿価額、取得年月日、取得価額、取得財源、耐用年数、経過年数、残耐用年数、整理科目(勘定科目)、除売却情報 等
- ③ 期間配分額(長期前受金戻入)算定のために必要な項目
・長期前受金の額、長期前受金戻入額、長期前受金収益化累計額、長期前受金残存価額
- ④ 資産の経済的価値等に異動が生じた場合にその内容を正確に把握するために必要な項目
・増減情報(増減が生じた年月日、増減理由(修繕・改修等を行っている場合にはその内容を含む。)、増減額、増減内訳)

※ ①は固定資産台帳と資産の管理台帳等の連携、コードでの管理、別台帳での管理等による記載の合理化、簡略化等が可能。
登録単位によって記載する項目に差異が生じる。

※ 各地方公共団体の実情に応じて、さらに詳細な項目を記載することにより、資産の現状をより精緻に把握することは可能。

【移行時の取扱い】

過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の場合は、貸借対照表・損益計算書を合理的な水準で作成するために必要な項目のみを記載し、他の項目の記載は省略することもやむを得ないが、移行後に取得した固定資産は原則どおりに記載することが必要。